



# 青梅市新学校給食センター 工程表

2023/10/06作成

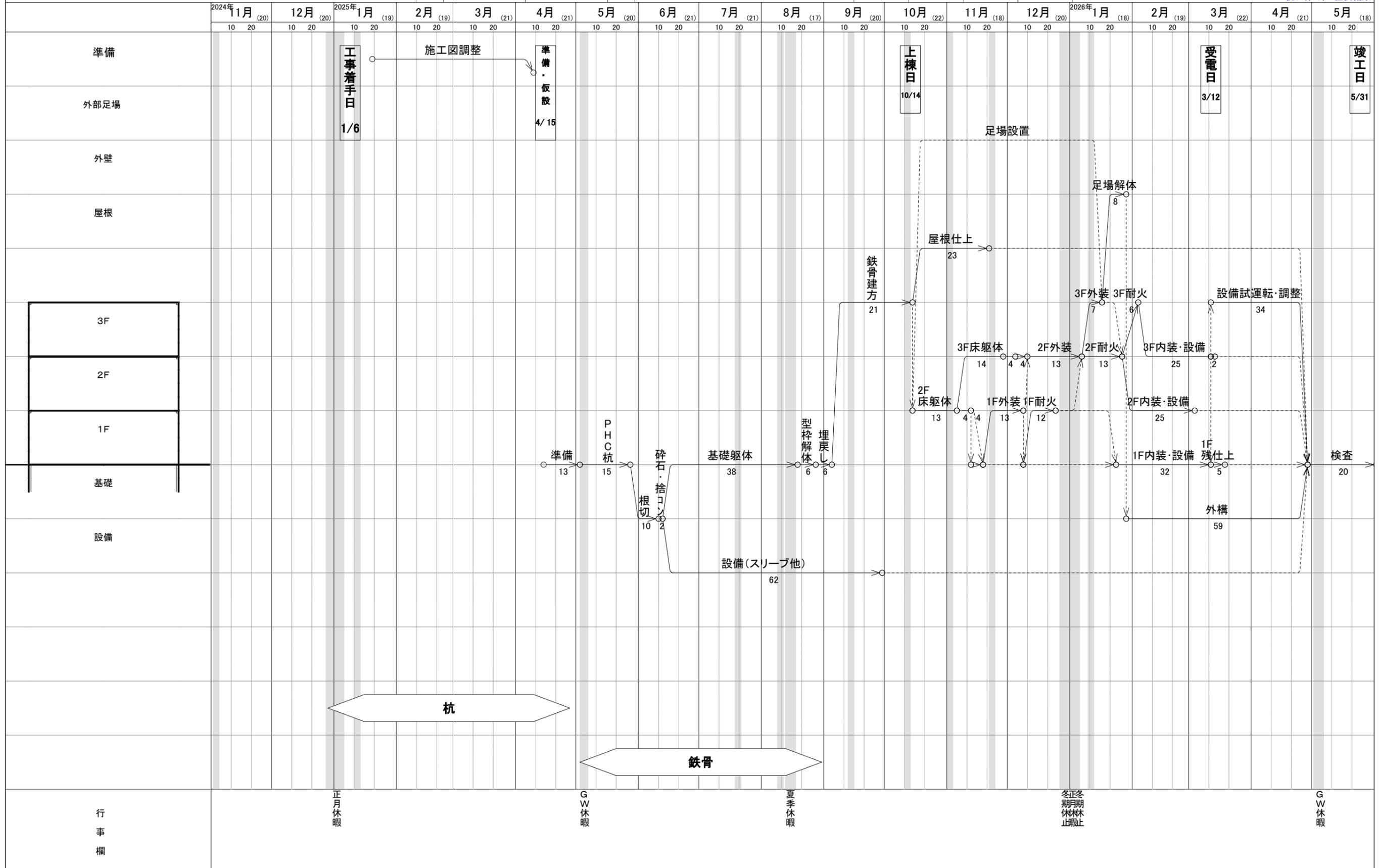
着工 2025年1月6日  
竣工 2026年5月31日  
暦日数 498 工期率 160

工事概要

建面積 2,377.3㎡ 延面積 4,962.4㎡  
地上 S造 工場・倉庫  
階数 地上3F

日建連工期 Ver4.0

祝日休み,工程表編集



1. 建築基準法・同施行令

表示:建築基準法-建法 同施行令-建令

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	適合
道路	建法42条	全道路同条に該当	-
接道	建法43条	敷地は道路に2m以上接しなければならない	適合
用途地域	建法48条	準工業地域、一部市街化調整区域	-
建物の用途	建法48条-11 別表2(る)	別表2(る)の「建築してはならないもの」に該当しない	適合
容積率	建法52条	150%	適合
建ぺい率	建法53条	60% 角地緩和+10%	適合
道路斜線	建法56条1-1	適用距離 20m 勾配 1.5	適合
隣地斜線	建法56条1-2	立上がり 31m 勾配 2.5	適合
北側斜線	建法56条1-3	第二種高度地区	-
日影規制	建法56条2	4時間/2.5時間/4m	-
防火指定	建法61~62条	準防火地域	適合
耐火建築物	建法62条	準防火地域内の建築物 延べ面積>1,500㎡ 耐火建築物	適合
耐火性能	建令107条	耐火建築物 主要構造部 間仕切壁(1h)、外壁(1h)、柱(1h)、床(1h)、はり(1h)、屋根(1/2h)、階段(1/2h)	適合
防火区画	建令112条	面積区画 :耐火構造 床面積≧1,500㎡ 竪穴区画 :吹抜き、階段、EV昇降路、ダクトスペース	適合
114条区画	建令114条	該当なし	-
内装制限	建令128条の5	①大規模建築物 階数≧2 床面積≧1,000㎡ 居室:難燃 廊下・階段:準不燃 ②排煙上無窓の居室 床面積>50㎡ 居室:準不燃 廊下・階段:準不燃 ③火気使用室 火気使用室:準不燃	適合
階段	建令23条	階段踊場の幅員:120cm以上 けあげ: 20cm以下 踏面: 24cm以上 踊場の位置:4m以内ごと	適合

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	適合
歩行距離	建令120条 建令121条-1-六-2	主要構造部準耐火または不燃材:50m以下 それ以外:40m以下 採光上無窓居室:30m以下 居室及び避難経路内装準不燃:+10m 重複距離:歩行距離の1/2以下	適合
2以上の直通階段	建令121条	2階居室の床面積>400㎡、3階居室の床面積>200㎡であるため必要	適合
避難階段	建令122条	5階以上の階に通じる直通階段に適用のため適用外	-
廊下	建令119条	両側居室:1.6m以上 片側居室:1.2m以上	適合
手摺の高さ	建令126条	高さ1.1m以上	適合
敷地内通路	建令128条	1.5m以上確保	適合
非常用進入口	建令126条の6 建令126条の7	3階以上であるため適用。非常用進入口の間隔は40m以下で設置、または代替進入口を10m以下で設置する。	適合
採光	建令19条	用途が工場のため適用外	-
無窓居室	建法35条の3 建令111条	無窓居室があるため適用。居室を不燃材で区画する。	適合
天井高	建令21条	2.1m以上	適合
換気設備	建法28条	居室床面積の1/20以上	適合
排煙設備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	階数が3以上で延べ面積が500㎡超えのため適用	適合
非常照明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	採光上無窓居室・延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室から地上に通ずる廊下・階段その他の通路に適用	適合
避雷設備	建法33条 建令129条の14 建令129条の15	20mを超えるため適用	適合
非常用昇降機	建法34条	建築物高さ31mを超えないため適用外	-
シックハウス対策	建法28条の2 建令20条の5	全ての居室	適合

2. 東京都建築安全条例

表示:建築基準法-建法 同施行令-建令 東京都建築安全条例-条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	適合
建築物の敷地と道路との関係	条例4条	延べ面積>3,000㎡、建物高さ>15mで、幅員6m以上の道路に10m以上接していなければならない。	適合
が	条例6条	高さ2m超のがけの下端から水平距離2h以内に建築物を建築する場合、高さ2mを超える擁壁を設けなければならない。2項1号の特殊な工法(防土フェンス)で対応する。	適合
直通階段からの避難経路	条例8条	耐火建築物で3階以上に居室を有するものは、避難階における直通階段から屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分と耐火構造の壁、防火設備で区画する。	適合
特殊建築物	条例9条	13号 工場で作業所の床面積>50㎡のため該当。	-
前面道路の幅員	条例10条の2	1項に該当なし。2項の自動車車庫に該当なし。	-
道路に接する部分の長さ	条例10条の3	工場面積>2,000㎡のため、10m以上道路に接しなければならない。	適合
らせん階段の禁止	条例10条の7	直通階段はらせん階段としてはならない。	適合
階段下の火を使用する室の禁止	条例11条の3	調理室、浴室等常時火を使用する設備又は器具を設けた室は、階段の直下に設けてはならない。	適合
耐火構造等を貫通する建築設備	条例74条	条例による耐火構造の床又は壁を管又は風動が貫通する場合は建令112条14項又は15項に適合する構造とする。	適合
風道	条例75条	法又は条例により内装制限を受ける建築物の部分に設ける換気等の風道は室内に面する部分を不燃材とする。	適合

3. 消防法・同施行令

表示:消防法-消防 同施行令-消令 同施行規則-消規 火災予防条例-消条

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	要否
用途区分	消令1条の2	12項(イ)工場、有窓階として計画する	-
消火器具	消令10条-1-三消規 6条-6	延べ面積150㎡以上のため設置する	要
屋内消火栓設備	消令11条	延べ面積 耐火建築物 2,100㎡以上のため設置する	要
スプリンクラー設備	消令12条	11階以下のため、設置義務なし	不要
水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備	消令13条-1	駐車のに供する部分の面積が500㎡を超えないため、設置義務なし	不要
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	消令13条-1	最大消費熱量の合計350kwを超える場合、不燃区画が必要 不燃区画の面積が200㎡以下となるよう計画することで、設置義務なし	不要
屋外消火栓	消令19条	1階又は1階及び2階部分の合計床面積が9,000㎡以下(耐火建築物)のため、設置義務なし	不要
動力消防ポンプ設備	消令20条	屋内消火栓設備により免除	不要
自動火災報知設備	消令21条	延べ面積500㎡以上のため設置する	要
ガス漏れ火災警報	消令21条-2	設置義務なし	不要
消防機関へ通報する火災報知設備	消令23条	延べ面積500㎡以上で設置だが、一般電話にて対応で設置免除	不要
非常警報設備	消令24条	収容人数50人以上のため、設置義務があるが、自動火災報知設備設置の有効範囲は免除	不要
避難器具	消令25条	3階以上の階に必要なため設置する	要
誘導灯	消令26条	防火対象物であるため設置する	要
誘導標識	消令26条	防火対象物であるため設置する	要
排煙設備	消令28条	設置義務なし	不要
連結散水設備	消令28条-2	設置義務なし	不要
連結送水管設備	消令29条-1	設置義務なし	不要
非常コンセント設備	消令29条-2	設置義務なし	不要
無線通信補助設備	消令29条-3	設置義務なし	不要
非常電源	消規12条	屋内消火栓用に設置義務あり 非常用電源専用受電設備で代替する	不要
フード等簡易自動消火装置	消条3条4項	設置義務なし	不要

4. 土砂災害防止法

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	令第2条、第3条	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されている。	-

5. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
省エネ適合判定	法第2条第1項第3号	建築物エネルギー消費性能基準に適合させる。	適合

6. 都市計画法

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
開発行為	法第29条 第1項第3号	公益上必要な建築物に該当するため適用外。	-

7. 宅地造成等規制法

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
開発行為	法第8条第1項	切土2m超え、盛土1m超え、切土・盛土同時で2m超えの場合は許可が必要となる。切土・盛土50cm超え又は、切土・盛土同時で60cm超えの場合でかつ、その造成面積が500㎡を超える場合において許可が必要となる。造成を行わないため適用外。	-

8. 景観法

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
丘陵地景観基本軸	法第8条第4項第2号	H $\geq$ 10mで届出必要。	-

9. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
バリアフリー法	第2条第1項17号	特定建築物に該当し適合努力義務がある。福祉のまちづくり条例に準じる。	

10. 東京都駐車場条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
駐車台数	条例第17条	周辺地区に該当、普通車対応(2.5×6.0)6台、荷捌き対応(3.0×7.7)1台、車椅子対応(3.5×6.0)1台、小型車対応(2.3×5.0)10台	-

11. 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
中高層建築物	条例第5条第1項	延べ面積>1,000㎡かつH>15mで、標識を確認申請受付30日前から工事完了までの間設置する。	-

12. 東京都における自然の保護と回復に関する条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
必要緑化面積	条例第14条第1項	・地上部の緑化 A又はBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上 A:(敷地面積-建築面積)×0.25 B:{敷地面積-(敷地面積×建蔽率×0.8)}×0.25 ・建築物上の緑化 人の出入り及び利用可能な部分がないため対象外 ・接道部の緑化 (接道部緑化長さ)≥(接道部長さ)×0.6 ・植栽本数の基準 10平方メートル当たり「高木1本+中木2本+低木3本以上」	-

13. 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
建築物環境 計画書	条例第21条第1項	延べ面積>2,000㎡で届出が必要。確認申請受付日までに届出が必要。	-

14. 青梅市開発行為等の基準および手続きに関する条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
開発行為等	条例第3条	H>10m、延べ面積>1,500㎡で手続きが必要。	-

15. 青梅市風致地区条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
霞丘陵風致地区	条例第3条	第一種風致地区。面積>10㎡で手続きが必要。	-

16. 青梅市の美しい風景を育む条例

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
景観	条例第12条	一般地区。H>10m、延べ面積>1,500㎡で手続きが必要。	-

17.東京都福祉のまちづくり条例

建築物移動等円滑化基準チェックシート1 (共同住宅・宿泊施設以外の建築物用)

平成31年4月改訂版

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 平成30年10月19日政令第298号）

条例：建築物バリアフリー条例（高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成31年3月29日改正）

建築物特定施設 条：条例付加規定		チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置
☆不特定多数の者 又は 主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの				
廊下等 令11		○ 1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		○ 2	(視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	1
階段 令12、条例6	条	○ 1	手すりの設置(踊場を除く)	2
		○ 2	踊場に手すりの設置	
		○ 3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	3
		○ 4	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		○ 5	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		○ 6	主たる階段は回り階段でないこと	2
		○ 7	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	
		○ 8	階段の幅 120cm以上	2
		○ 9	(視) 段の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等(※6)を敷設	4
傾斜路(屋内) 令13		1	勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置	5
		2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		3	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
		4	(視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※6)を敷設	
便所(※1) 令14 条例7	条	1	次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
		○ ①	車椅子使用者用便房(※7)を一以上設置	
		○ ②	水洗器具(オストメイト対応)が設置されている便房を一以上設置	
		○ ③	小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置	
		○ ④	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
(※4)	○ 5	ベビーチェア等を設けた便房を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)、便房及び便所の出入口にその旨表示		
	○ 5	ベビーベッド等を設置(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)、便所の出入口にその旨表示		
浴室等(※2) 条例8	条	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2	次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
		○ ①	浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置	
		○ ②	車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保	
		○ ③	出入口の幅(開放時有効)85cm以上	
○ ④	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
ホテル客室 令15			(ホテル・旅館は、チェックシート3が必要)	
敷地内通路 (屋外) 令16		○ 1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		2	段がある部分は次に掲げるもの	
		○ ①	手すりの設置	
		○ ②	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		○ ③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		○ 3	傾斜路は次に掲げるもの	
		○ ①	勾配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置	
		○ ②	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
駐車場(※3) 令17 条例9	条	1	次に掲げる車椅子使用者用駐車施設を一以上設置	
		○ ①	幅 350cm以上	
		○ ②	車椅子用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
標識 令19	条	○ 2	車椅子使用者用駐車施設又は付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
		○ 1	移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※8)を設置	
案内設備 令20		1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置	6
		○ ①	移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	
		○ ②	移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※10)で視覚障害者に示す設備の設置	
案内設備まで の経路 令21		○ ③	案内所の設置(①、②の代替措置)	
		1	(視) 道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路の一以上一次の視覚障害者移動等円滑化経路	
		○ ①	線状ブロック、点状ブロック等(※6)を適切に敷設又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
令21		○ ②	車路に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	7
		○ ③	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	
		○ ③	段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	

☆ 令第23条・条例第13条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象

☆☆ バリアフリー条例第10条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗)

※1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合

※2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合

※3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合

※4 対象となる用途と規模は限定 詳細は、建築物バリアフリー条例第7条第2項第一、二号及び別表第2を参照

※5 対象となる用途と規模は限定 詳細は、建築物バリアフリー条例第10条第1項第二号ハ及び別表第3を参照

※6 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

シート1(共同住宅・宿泊施設以外の建築物用)

移動等円滑化経路とは? (令第18条第1項) (条例第10条第2項)	1 道等から利用居室までの経路(一部の建築物(☆☆)を除き、地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の移動経路も対象) 2 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路 3 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室等がない場合は道等)までの経路
--	--

建築物特定施設 条：条例付加規定		チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和 措置
移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路に追加される基準) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの				
段差の禁止 令18②一		○ 1	移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く	
出入口 令18②二	条	○ 1	幅(開放時有効)85cm以上(直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く)	
条例10①一	条	○ 2	直接地上に通じる出入口の幅(開放時有効)100cm以上	
廊下等 令18②三 条例10①二	条	○ 3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		○ 1	幅 140cm以上	
		○ 2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		○ 3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		○ 4	(視) 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	
(※5)	○ 5	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	9	
傾斜路(屋内) 令18②四 条例10①三	条	1	幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
		2	勾配 1/12以下	
		3	手すりの設置	
		4	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	
		5	両側に側壁又は立上りの設置	
		6	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
エレベーター 及び 乗降ロビー 令18②五 条例10①四	条	○ 1	利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
		○ 2	かご・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5000㎡を超える場合は90cm以上)	
		○ 3	かごの奥行き 135cm以上	
		○ 4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		○ 5	かご内及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	
		○ 6	かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
		○ 7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
		○ 8	(特) かごの幅 140cm以上	
		○ 9	(特) 車椅子の転回に支障のない構造	
		○ 10	(視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	
		○ 11	(視) かご内及び乗降ロビーの制御装置(車椅子利用者が利用しやすい位置等(※9))は、点字等(※11)で視覚障害者が円滑に操作可能な	
		○ 12	(視) かご又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	
敷地内通路 (屋外) 令18②七 条例10①五	条	○ 1	幅 140cm以上	
		○ 2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置	
		○ 3	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		○ 4	傾斜路は次に掲げるもの	
		○ ①	幅 140cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)	
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18②六	条	○ ②	勾配 1/20以下	
		○ ③	手すりの設置	
		○ ④	両側に側壁又は立上りの設置	
		○ ⑤	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
		○ ⑤	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	
特殊な構造又は使用形態の昇降機 令18②六			平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	

※7 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)

※8 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))

※9 令第18条第2項五(2)(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る)

※10 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)

※11 国交省告示第1493号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)

緩和措置

1 国交省告示第1497号第1 (①勾配1/20以下②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車駐車施設内)

2 建築物バリアフリー条例第6条第2項(高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置は適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外)建築物基準法施行令第25条にも階段の手すりの設置規定あり)

3 バリアフリー令第12条6号(回り階段以外の空間確保困難であるときを除く)

4 国交省告示第1497号第2 (①自動車駐車施設内②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合)

5 国交省告示第1497号第3 (1①②③、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合)

6 バリアフリー令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)

7 国交省告示第1497号第4(④①、②案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)

8 国交省告示第1497号第5(1①②、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等)

9 建築物バリアフリー条例第10条第1項第2号ロ(①自動車駐車施設内②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合)

10 建築物バリアフリー条例第10条第1項第2号ハ(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合)

11 国交省告示第1494号(自動車駐車施設内に設けるもの)